

スプリンクラー設備の設置義務について

設置・義務の対象となる有床診療所・病院

- ①現行 6,000 m²以上の有床診療所の面積基準を病院と同じ 3,000 m²以上に引き下げる。
- ②さらに、3,000 未満の有床診療所・病院について、「火災時に避難困難な者が入院する施設」のうち、「特に必要性の高い類型の施設」については、面積にかかわらず義務付けることとしてはどうか。

1 特に必要性の高い類型の施設の考え方

(別紙 1)

2 構造等による例外の考え方

「特に必要性の高い類型の施設」であるとしても、一定の構造要件等を満たしているものについては、福祉施設等と同様に、設置を要しないこととしてはどうか (別紙 2)

3 設置義務の経過措置

過去の例を参考に、新築に対する周知期間及び既存施設に対する猶予期間を設けることとしてはどうか (別紙 3)

「火災時に避難が困難な者が入院する施設」のうち、 「特に必要性の高い類型の施設」の考え方

1. 対象となる施設を特定するための基本的な考え方

- ・ 設置義務の対象は、患者の状態のみならず看護体制の状況を踏まえ、「特に必要性が高い類型」のものに限定する必要があるのではないかと。
- ・ その際、個々の医療機関が「特に必要性が高い類型」に該当するか否かを確立した制度による情報に基づき、予め自ら判断できる明確な基準を設ける必要がある。

2. 有床診療所について

- (1) 有床診療所には、療養病床を有するもの及び療養病床以外のものを有するものがあるが、これらの施設は長期にわたる療養生活に必要な医療を提供する役割を担う一方で、施設基準として夜勤の配置が義務付けられておらず、夜間火災が発生した際に、適切に初動対応を行うことが困難と考えられることから、「特に必要性の高い類型の施設」に該当することとし、原則として設置義務の対象としてはどうか。
- (2) (1)のうち、夜勤の看護職員が配置される等、夜間においても態勢が確保されているものについては、該当しない。(スプリンクラー設備の設置を要しない。)

3. 病院のうち療養病床について

療養病床に係る病院は、症状が重い患者や日常生活に支障がある患者が入院すること可能性が高いものである。

これらの患者は避難時に職員による一定の介助が必要となるが、夜間火災が発生した際に、限られた職員で対応することは困難と考えられることから、「特に必要性の高い類型の施設」に該当することとし、原則として設置義務の対象としてはどうか。

4. 病院のうち一般病床について

- (1) 例えば、「慢性期医療を担う病院や高齢者の療養が想定され、夜間の勤務者が少ない病院」は、「特に必要性の高い類型の施設」に該当することとし、原則として設置義務の対象としてはどうか。

※ 施設のイメージ

長期にわたり療養が必要な患者、重度の障害者や難病患者、特別養護老人ホーム等の福祉施設から入院した患者等自力避難が困難な者を多く受け入れる役割を担う一方、夜間の勤務者が少ない病院

- (2) ①このような類型に該当する病院を特定する仕組みはないか。
②その際、日々の変化がある患者の状況に左右される規制を設けることはできないので、規制の対象を明確にすることができる既存の制度を用いて対象を特定する必要がある。

(参考) 仮に患者や看護体制の状況を消防機関(消防職員)が個別的に確認して類型を判定することとした場合、以下の問題が生じる。

- ▶ 消防機関が判定を行う前提となる患者や看護体制に関するデータ・資料を医療機関が一つ一つ蓄積・作成(例えば3年分)して消防機関に説明する必要があるため、医療機関側の事務作業が膨大になる。また、消防機関は、各データ・資料について確認作業を行う必要があるため、消防機関にとっても事務負担が大きい。
- ▶ 消防機関が判定の基礎として用いる資料について、医療機関が必要な報告を行わなかった場合には事実関係を確認できず、規制の対象であるか否かが特定できない(規制対象であるとする根拠もない。)
- ▶ 調査により特定する方法を認めても、日々変化がある患者の状況に左右される規制となると、スプリンクラー設備が必要であるかを特定することができないという予見可能性のない規制となる。(事後的に設置を求められ、施設運営に支障が生じる事態が起こりうる。)

これらの問題点を解決するためには、既存の制度を活用し、規制の対象となる医療機関の類型を外形的・客観的に特定できる仕組みとする必要がある。

- (3) ①急性期医療を担う病院である特定機能病院や、夜間における救急患者の受入れを行っている病院は、(1)の「慢性期医療を担う病院や高齢者の療養が想定され、夜間の勤務者が少ない病院」に当たらないと考えるとよいのではないか。

⇒ 急性期医療を行っている病院や夜間の診察を行っている病院は、他のものと比較して夜間でも多くの職員が配置されており、火災時にも適切に対応できるのではないか。

- ②他に「慢性期医療を担う病院や高齢者の療養が想定され、夜間の勤務者が少ない病院」に当たらないと考えられる類型の病院はないか。

構造等による例外の考え方

「特に必要性の高い類型の施設」に該当するものであっても、建物構造等により安全性が確認できるものについては、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしてはどうか。

具体的な要件については、社会福祉施設に対する要件等を参考に定めることとしてはどうか。

(社会福祉施設においてスプリンクラー設備を設置することを要しない構造要件)

○1000 m²以上の施設

- ・ 200 m²毎に耐火構造の壁・床で区画
- ・ 主たる廊下を準不燃材料以上の材料、その他の部分を難燃以上の材料で仕上げる
- ・ 開口部に防火戸を設置

○1000 m²未満の施設

- ・ 100 m²毎に準耐火構造の壁・床で区画(各区画の居室は3以下)
- ・ 主たる廊下を準不燃材料以上の材料、その他の部分を難燃以上の材料で仕上げる
- ・ 開口部に防火戸を設置

(参考)

昭和 62 年の改正時(病院に対するスプリンクラー設備の設置基準を 6000 m²から 3000 m²に見直し)に既存施設に対して適用した特例(例)

- 「病室等」、「居室及び廊下」、「診察室等」など、部分毎にスプリンクラー設備を設置しないことができる要件を規定。「診察室等」については次のとおり。
 - ・ 400 m²区画毎に防火区画
 - ・ 主たる廊下を準不燃材料以上の材料、その他の部分を難燃以上の材料で仕上げる
 - ・ 開口部に防火戸を設置
- 既に屋内消火栓設備が設置されている施設について、当該設備を改造することによりスプリンクラー設備を設置することができるもの(新たにスプリンクラー用の水源やポンプの設置を要しない場合がある。)

設置義務の経過措置

スプリンクラー設備の設置義務については、対象となる医療機関において十分な準備を行う必要があること等を考慮して、新築に対する周知期間及び既存施設に対する猶予期間を次のように設定することとしてはどうか。

(1) 新築に対する周知期間(公布から施行(新築のものに義務がかかる日)までの期間)

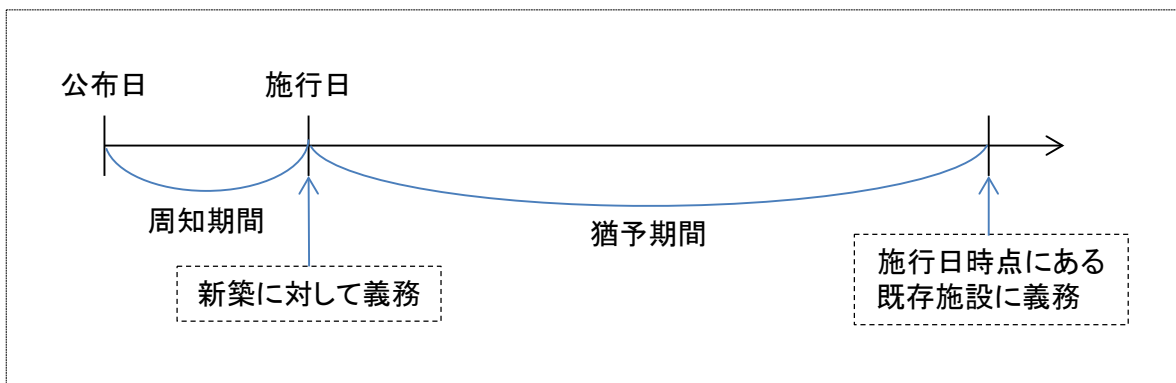
対象となる医療機関の関係者に設置義務を十分に周知する必要があること、対象となる医療機関において設置に向けた準備を行う必要があること等を考慮して、施行は公布から1年+ α 程度経過した日としてはどうか。

※ 最近の社会福祉施設における基準改正の例では、施行日は公布から1年数ヶ月後。

(2) 既存施設に対する猶予期間

既存施設については、順次スプリンクラー設備の設置工事を行うこととなるが、地域において必要な医療を確保した上で実施する必要があること等を踏まえて、施行日から一定の年数の間は既存施設に対する適用を猶予することとしてはどうか。

※ 昭和 62 年の改正時(病院に対するスプリンクラー設備の設置基準 6000→3000 m²)の例では、新たな基準の施行の際に存する病院については、施行後8年間は、なお従前の例(旧基準)による猶予期間を設定。



特に必要性の高い類型の病院・有床診療所(案)

	病院		有床診療所		
	一般病床	療養病床	右記以外	夜間看護体制確保	
下記以外のもの (内科・外科等)	対象外	設置義務	設置義務	設置義務	対象外
8科目のみである もの※2	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外

一定の構造を有しているもの等は、対象外

別紙1

別紙2

※1 精神病床・感染症病床・結核病床については別途検討

※2 産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・こう門科

○ 設置義務の経過措置

過去の例を参考に、新築に対する周知期間及び既存施設に対する猶予期間を設ける。

(参考)

新築に対する周知期間：最近の社会福祉施設の例で、公布から施行まで1年数ヶ月。

既存に対する猶予期間：昭和62年の改正時の例で、施行から既存施設への適用まで8年。

別紙3